



平成 22 年 12 月 27 日

各 位

会社名 J S T株式会社
代表者名 代表取締役社長
有田 陽一
(コード番号 5919 東証第二部)
問合せ先 取締役兼執行役員経営管理部長
平山 裕一
(TEL 03-3645-3181)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る承認決議並びに
全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 11 月 12 日付当社プレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成 22 年 11 月 12 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行に係る定款の一部変更、全部取得条項（下記 I. ②において定義します。）に係る定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記 I. ②において定義します。）の全部の取得について臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議し、また、全部取得条項に係る定款の一部変更について、当社の普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、下記のとおりいずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から平成 23 年 1 月 26 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 23 年 1 月 27 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、全部取得条項付普通株式について、平成 23 年 1 月 31 日を基準日（以下「基準日」といいます。）と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主様をもって、平成 23 年 2 月 1 日を取得日として、その所有する全部取得条項付普通株式の全部（自己株式を除きます。）を当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 0.00000144 株の割合をもって当社 A 種類株式（下記 I. ①において定義します。）を交付する株主として定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成 22 年 11 月 12 日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③の方法による定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の全部の取得（以下「本完全子会社化手続」と総称します。）について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更し、定款変更案第 6 条の 2 に定める内容のとおり、普通株式に優先して残余財産の分配を受ける株式である A 種種類株式（以下「A 種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部を変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。
- ③ 会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社は、株主様（当社を除きます。以下同じです。）から当社の全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、各株主様に対して、全部取得条項付普通株式と引換えに、A 種種類株式を、全部取得条項付普通株式 1 株に対して A 種種類株式 0.00000144 株の割合をもって交付いたします。なお、株式会社 J ホールディングス（以下「J ホールディングス」といいます。）以外の各株主様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、いずれも 1 株未満の端数となる予定です。

II. 当社定款の一部変更（本完全子会社化手続のうち①及び②）の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更（以下「定款一部変更の件（A）」といいます。）は、本臨時株主総会における第 1 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。また、本完全子会社化手続のうち②の定款変更（以下「定款一部変更の件（B）」といいます。）は、本臨時株主総会における第 2 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。本臨時株主総会第 1 号議案に係る定款変更の内容は、平成 22 年 11 月 12 日付当社プレスリリースの「I. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件（A）」に記載のとおりであり、本臨時株主総会第 2 号議案及び本種類

株主総会における議案に係る定款変更の内容は、同プレスリリースの「I. 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件（B））」に記載のとおりです。

2. 定款変更の効力の発生

定款一部変更の件（A）に係る定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。また、定款一部変更の件（B）に係る定款変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成23年2月1日に発生いたします。

III. 全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続のうち③）の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得の件は、その他の必要事項の決定について取締役会にご一任いただくことも含め、本臨時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案の内容は、平成22年11月12日付当社プレスリリースの「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に記載のとおりです。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、定款一部変更の件（B）に係る定款変更の効力が生ずることを条件として、平成23年2月1日（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、当社は、上記のとおり、取得日に株主様から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、各株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式0.00000144株の割合をもって交付いたします。

かかる株主様に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式をJホールディングスに売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に530円（Jホールディングスが平成22年8月13日から当社の普通株式に対して行った公開

買付けの際における当社普通株式1株当たりの買付け価格) を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

IV. 全部取得付普通株式の取得に係る日程の概要 (予定)

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要 (予定) は以下のとおりです。

種類株式発行に係る定款一部変更 (定款一部変更の件 (A)) の効力発生日	平成 22 年 12 月 27 日 (月)
整理銘柄への指定	平成 22 年 12 月 27 日 (月)
定款変更につき通知公告 (全部取得条項付設定に関する事項) 及び全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定公告	平成 22 年 12 月 28 日 (火)
当社普通株式の売買最終日	平成 23 年 1 月 26 日 (水)
当社普通株式の上場廃止日	平成 23 年 1 月 27 日 (木)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の基準日	平成 23 年 1 月 31 日 (月)
全部取得条項に係る定款一部変更 (定款一部変更の件 (B)) の効力発生日	平成 23 年 2 月 1 日 (火)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の効力発生日	平成 23 年 2 月 1 日 (火)

以上